

野田市農業委員会総会会議録（第8回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和3年8月6日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所2階中会議室1.2に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 石山幹雄 | 2番 | 石山高弘 |
| 3番 | 藤井愛子 | 5番 | 筑井正 |
| 6番 | 古谷文夫 | 7番 | 齊藤和夫 |
| 8番 | 石塚正夫 | 9番 | 染谷美佐夫 |
| 10番 | 針ヶ谷久翁 | 11番 | 青木進 |
| 12番 | 宇佐見稔久 | 13番 | 吉岡清美 |

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第6号 農用地利用集積計画について

議案第7号 農用地利用配分計画について

議案第8号 野田市農業委員会委員の辞任について

議案第9号 野田市農業委員会委員の欠員の補充について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第7号 農用地利用配分計画の中途解約について

報告第8号 農地の現況に関する照会について

報告第9号 競（公）売買受適格証明願について

報告第10号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

| | |
|--------|-------|
| 事務局長補佐 | 大塚 和彦 |
| 農地農政係長 | 間中 浩司 |
| 主査 | 小田原 聡 |

議長 ただいまから令和3年第8回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、4番、川辺茂委員、所用のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

3番 藤井 愛子 委員

5番 筑井 正 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第9号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1,388平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、人手不足により譲渡するため、譲受人は、耕作地の拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

藤井委員 今月は1班が担当で、8月3日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から7番、議案第2号申請番号1番から3番、議案第4号申請番号1番については石山高弘委員、議案第1号申請番号8番から10番、議案第3号申請番号1番、議案第4号2番から7番については針ヶ谷委員がご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について石山高弘委員から報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、目吹字宮作の畑1筆で保全管理された農地でした。
営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で71平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の縮小のため、譲受人は、農業経営の拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、船形字後久保の畑1筆で雑草が生えている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番から7番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番から7番についてご説明いたします。

1ページ、2ページをご覧ください。

申請地は、畑11筆で5,857平方メートルとなっております。

権利の内容は使用貸借権及び賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、作れないため、譲受人は、農業経営を行うためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号3番から7番について報告します。

申請地は、瀬戸宇寺中の畑11筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 本件は、新規就農者のため総会に出席して、営農計画等について説明をしてもらう案件ですが、地元の方で営農しており、権利の内容が使用貸借権及び賃借権であり、緊急事態宣言も発令されていることから、総会への出席は不要としました。

野口委員の地元のため、譲受人についての説明をお願いします。

野口委員 当該農地の使用貸借権設定するところは、もう2、3年耕作しています。

それで機械等の農業の道具は、譲受人の夫の実家は農業をやっていないので、機械は借りています。

使用貸借権を設定するところは、全部借りて耕作していますが、今回近所の方がやっていないところを賃借権設定するというふうになりましたが一生懸命やっているのです大丈夫なんじゃないかと思います。

技術ですが週2回位〇〇農園に勤めてて、そっちの方で勉強してるみたいですから、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

申請番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号8番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑4筆で1,950平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第1号申請番号8番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字東武者土の畑4筆で保全管理の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号9番、10番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号9番、10番についてご説明いたします。

2ページ、3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で484平方メートル、田4筆で1,723平方メートル、合計5筆で2,207平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、人手不足により譲渡するため、譲受人は、耕作地を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第1号申請番号9番、10番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字高倉の畑1筆で肥培管理された農地、木間ヶ瀬字民部の田4筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 申請番号2番でちょっとお尋ねしたいんですけども、これ71平方メートルということですが譲受人の方は、隣接に畑を所有していてこの71平方メートルとくっつくので、これを購入譲渡してもらってことなんでしょうかね。

〇〇から船形まで71㎡のために、わざわざ行くことになる。

事務局 譲受人は隣接地に農地を所有していません。

〇〇からは、多少距離があると思いますが、実家からは200メートルの距離です。

筑井委員 わかりました。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で149.41平方メートルとなっております。

転用の目的は、専用住宅及び道路用地です。

令和3年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、整地のみで住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は前面道路より水道を引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽を設け側溝へ放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロックで区画し、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から申請番号3番の案件に共通している許可検討事項についてご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、住宅ローンに関する書類が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で30平方メートルの内6平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸駐車場用地です。

令和3年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第2号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅からおおむね300メートル以内であることから、第3種農地であると判断されます。

当該地の現況は、駐車場として使用されているため、始末書が添付されています。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 新たな工事は発生しないため、資力に関する書類は添付されていません。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で195平方メートルとなっております。

転用の目的は、専用住宅付属建築物用地です。

令和3年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第2号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅からおおむね300メートル以内であることから、第3種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土などの造成は行わず、専用住宅付属建築物を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は既設の水道を利用し、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、住宅ローンに関する書類及び貸付証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面

積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について」を議題とします。

なお、本案は議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号4番と不可分の案件のため、一括して審議します。

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 まず、議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください

本案は令和3年6月29日付けで所有権移転による太陽光発電施設用地として農地法第5条の許可を受けましたが、権利の内容を所有権移転から地上権設定に変更するため、許可の取消願が提出されました。

なお、土地登記簿を確認したところ、所有権移転はされていませんでした。

次に議案第4号申請番号4番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で1,141平方メートルとなっております。

転用の目的は、地上権設定による太陽光発電施設用地です。

令和3年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第3号申請番号1番及び議案第4号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第

2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、整地のみで太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区は除外済みです。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号申請番号1番及び議案第4号申請番号4番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番から3番、5番から7番を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、畑 6 筆で 3,303 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和 3 年 7 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第 4 号申請番号 1 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、住宅が連たんしていることから、第 3 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、砂利敷きにて転圧し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、スチールフェンス、丸鋼管柵で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 1 番の説明をする前に、申請番号 1 番から 7 ページの申請番号 7 番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号 1 番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で429平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和3年7月21日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第4号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。
申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。
当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。
計画内容は、地ならしをして整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。
給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。
周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。
以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。
以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で512平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による貸資材置場用地です。
令和3年7月21日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第4号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、碎石を敷き、貸資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番、6番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号5番、6番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で1,761平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和3年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第4号申請番号5番、6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、切土・盛土等を行わず、砕石敷きにて資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に柵を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号7について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で693平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和3年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第4号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、北側の高い部分を切土し、南側の低い部分に盛土を行い、緩やかな勾配を作り整地し、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号申請番号1番から3番、5番から7番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号申請番号1番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせず平成6年5月30日より宅地として利用し、現在に至っております。

平成10年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和3年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和45年以前より宅地として利用し、現在に至っております。

平成7年5月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和3年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第6号「農用地利用集積計画について」の一般及び中間管理の申請番号17番から20番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号の一般及び中間管理の申請番号17番から20番についてご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

野田市長より令和3年7月29日付けで、令和3年度第4次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

まず、10ページの一般についてですが、2年9か月の賃借権設定が畑1筆で1,114平方メートル、5年の賃借権設定が畑1筆で1,801平方メートル、10年4か月の賃借権設定が畑2筆で1,544平方メートルとなっております。

次に11ページ、中間管理の申請番号17番から20番についてですが、8年7か月の賃借権設定が田4筆で4,842平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号「一般」及び「中間管理」の申請番号17番から20番について採決します。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第6号「農用地利用集積計画について」の中間管理の申請番号1番から16番を議題とします。

本案については、議案第7号「農用地利用配分計画について」と不可分の案件のため、一括して審議します。

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 まず、議案第6号「中間管理」の申請番号1番から16番についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

野田市長より令和3年7月29日付けで、令和3年度第4次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

10年の賃借権設定が田15筆で15,648平方メートル、7年8ヶ月の賃借権設定が田1筆で910平方メートルとなっております。

借受者は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

次に議案第7号申請番号1番から16番についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

野田市長より令和3年7月29日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると思われまます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号「中間管理」の申請番号1番から16番及び議案第7号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 8 号「野田市農業委員会委員の辞任について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 令和 3 年 7 月 14 日付で青木委員より、野田市長あてに辞任願が提出されました。

本件は、「農業委員会等に関する法律、第 13 条（委員等の辞任）、第 1 項、委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」の規定に基づき、同月 21 日付で、野田市長より青木委員の辞任について、農業委員会の意見を求められていることから、今回の農業委員会総会の議案として上程させていただいたものでございます。

議長 この件は、野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定により議事参与の制限を受けますので、青木委員の退席を求めますが、退席の前に青木委員より辞任の事由について説明があります。

青木委員 私事ですが、6 月 25 日に、ちば東葛農業協同組合の代表理事組合長に就任しました。

そういう中で、やはり 1 ヶ月に 1 回なり、また地元の問題も 2 つ 3 つ出た時に、やはり支障をきたしますので、これをもちまして、できれば皆さん方に賛成いただき、辞任をさせていただければありがたいと思ひまして、辞任願を提出しました。

ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 それでは、青木委員の退席を求めます。

—青木委員退席—

次に齊藤運営委員会議長より、運営委員会からの報告をお願いします。

齊藤運営委員会議長 7 月 30 日に運営委員会を開催しました。

運営委員会設置規程第 3 条第 1 項第 4 号により、会長から同地域を担当する筑井農業委員を必要として指名し、運営委員会のメンバーに加えて協議した結果、青木委員の辞任の同意については、当事者からの説明のありました辞任の事由について、正当な事由と認められるため、議案にすることになりました。

以上で報告を終わります。

議長 ただいま事務局の説明及び運営委員会の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第8号について、採決します。

本案について、辞任について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、辞任についての同意することに決定しました。

青木委員の入席を求めます。

—青木委員入席—

次に移ります。

議長 議案第9号「野田市農業委員会委員の欠員の補充について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 委員の欠員が生じた場合、野田市農業委員会委員の任命に関する要綱第12条の規定により、事務に支障が有る場合は、市長は、速やかに欠員の補充の手続きを行うこととなります。

手続きについては、通常の選任手続と同様に、推薦・募集を行う必要があり、ホームページ等で募集し、欠格事項の調査などを行い最短でも、12月議会で任命に伴う議会の同意を得て、任命できるのは12月下旬または1月上旬になる見込みです。

議長 次に齊藤運営委員会議長より、運営委員会からの報告をお願いします。

齊藤運営委員会議長 7月30日に運営委員会において、前議案と同様に協議しました。

農地の最適化を推進するにあたり、農地のあっせん、遊休農地の発生防止と解消、新規就農の促進及び人・農地プランの策定において地域ごとの中心的な役割を担うコーディネーター役等の業務があり、これらの業務を努めるのに概ね2年間の欠員は非常に困難であるため、欠員が出た場合は、事務の支障が有るとの意見が出ました。

このことから、市長へ欠員の補充を求めることが望ましいと意見がありました。

以上で報告を終わります。

議長 ただいま事務局の説明及び運営委員会の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第9号について、採決します。

本案について、農業委員に欠員が出た場合は、事務の支障が有ると回答し、市長へ欠員の補充

を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、欠員の補充を求めることに決定しました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第10号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の1ページ、2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、5件受理しております。

次に3ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、3件受理しております。

次に4ページから8ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、14件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に9ページから17ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告書は、4法人から報告がありました。

次に18ページをご覧ください。

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知は、1件提出がありました。

次に19ページをご覧ください。

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に20ページをご覧ください。

報告第7号 農用地利用配分計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に21ページをご覧ください。

報告第8号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が2件ありました。

次に22ページをご覧ください。

報告第9号 競（公）売買受適格証明願については、7件証明いたしました。

次に23ページをご覧ください。

報告第10号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、2件証明いたしました。以上です。

議長 報告第8号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、番号1番は、許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、

千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

番号 2 番は、一部許可済みのため委員が現地調査を行っておりますので、調査にあたった石山高弘委員より報告をお願いします。

石山（高）委員 番号 2 番について報告します。

去る 5 月 31 日に私と栗原推進委員、野口推進委員、事務局職員 1 名と現地調査を行いました。照会地は、資材置場として使用されておりました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 次に報告第 10 号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和 60 年 10 月 17 日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。

番号 1 番について、調査にあたった吉岡委員より報告をお願いします。

吉岡委員 番号 1 番について報告します。

去る 6 月 15 日に事務局職員 1 名と現地調査を行いました。

照会地は、耕作されており、農地として使用されておりましたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 番号 2 番は、私が現地調査をしましたので報告いたします。

去る 6 月 11 日に事務局職員 1 名と現地調査を行いました。

照会地は、耕作されており、農地として使用されておりましたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

最後に青木委員、一言挨拶をお願いします。

青木委員 ただいま、会長からお話ということで、指名されましたので、皆様方にですね、長い間お世話になり本当にありがとうございました。

これからも地元で皆様方にお会いすると思うんですけども、また引き続きご指導いただければありがたいと思いますので、皆さんよろしくお願いを申し上げ、ありがとうございました。

議長 どうも御苦労さまでした。(拍手)

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後 3 時 56 分)